

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

石川町教育委員会 小玉 陽彦
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う保育所等の対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりやお子様への影響について、大変ご心配されていることと存じます。

令和2年4月16日付で政府による全ての都道府県に対して「緊急事態宣言」が発令されました。この宣言を受け、福島県知事からは、小・中学校、高等学校等の臨時休校を要請されていますが、保育所等の使用制限等は要請されていません。

町内の保育所等は、原則、開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけます。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

つきましては、期間中の登園の意向を把握したいので、別添の「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」を保育所等に提出してくださるようお願いいたします。

なお、その際の利用料金（保育料）等については、以下のとおりの扱いとします。

記

1. 登園をしなかった場合の利用料（保育料）について

緊急事態宣言の対象期間が令和2年4月16日から5月6日であることから、この期間中に登園しなかった児童の利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続等の詳細は別途お知らせいたします。

2. 給食について

期間中についても原則通常どおり給食を提供します。

ただし、保育所等での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。（児童館は除く。）

3. 子どもや職員が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

4. 対象施設

保育所等とは、公立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館

5. その他

緊急事態宣言の期間の延長が生じた場合は、その都度、対応します。

(事務担当：石川町教育委員会 TEL0247-26-0811)